

	司法改革の現状及び課題（先方からの発言内容等）
法務人権省	<p>1. メガワティ内閣の優先プログラムの一つが、司法改革（人権保護、法整備、司法執行）であり、重要と認識している。</p> <p>2. 法務人権省の権限は、法律立案に係る機能は有しているものの、執行に係る権限は限られており、実施権限がある分野はイミグレーション、矯正、知的所有権である。</p> <p>3. これまで法務人権省として、裁判所、判事、法廷施設の行政的管理は行ってきたが、1999年 Law No.35により、それら裁判分野業務が全て最高裁判所の所管に移される予定。（2004年までの移管を目処としている。）</p> <p>4. 司法改革の目標は、①法廷マネジメント、②人材育成、③司法制度が機能するための法整備である。なお、共通する課題としては、いかにして人々に司法改革の認識を持たせるかが重要。その中でも法務行政官の意識を向上させるためのソーシャリゼーションが課題。</p> <p>5. 具体的な改革については、刑法の改定（刑罰に関する法の最終原案作成）を行っており、民法については、既に破産法が制定されており、見直しについては、関税法、税制法、選挙法、政党法等があり、また憲法の見直しも行っている。</p> <p>6. 裁判行政については、2004年を目処に最高裁判所へ完全に移管する予定であるが、現状における課題は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判官の質の向上と人数の充足が必要であり、併せて裁判所のインフラ面での改善も必要である。特に裁判官の採用、任用制度の適正化、裁判官の人材育成の必要性、裁判の透明性を確保するためのコンピューターシステム化。人材育成の内容については、コートマネジメントの改善や分野については、商業分野、知的所有権、人権の分野の改善が必要である。</li> </ul> <p>7. 日本との協力においては、司法改革に係る情報交換、セミナーの実施等に加え、更に以下の協力を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成や機材の改善によるイミグレーションシステムの整備</li> <li>・ 新たな刑務所システム（拘置所から矯正機関への移行）</li> </ul> <p>（イミグレーションに係る協力については、後日、同省イミグレーション局から以下の具体的な説明があ</p>

	<p>った。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に人材育成の面での教育、訓練を希望したい。(主に国際法、犯罪学、心理学、行政管理、語学等を対象とする日本での長期研修を希望する内容。)</li> <li>・コンピューター情報システムについては、計画は策定したが実現化できず、イ国全体での出入国人数の把握がなされていない。空港施設内のシステム化については、スペインからソフトローンの提案があったが、慎重に対応を考えている。他に、マレーシア、オーストラリア、韓国からも同様の支援の提案がある。</li> </ul> <p>(矯正に関する具体的な要望案等はなかったが、チピナン矯正施設見学の際、以下の課題が説明された。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化と収監人数を超える施設のスペース不足</li> <li>・職業訓練施設は20年以上前からほとんど使用されておらず、一部活動している訓練は、養鶏(雛鳥)、縫製があるが、どれも非常に小規模に実施している程度</li> </ul>
<p>最高裁判所</p>	<p>1. 改革における主要課題は、司法のアカウンタビリティ、透明性の確保、司法人材の育成、法廷マネジメントと情報システムの再構築である。これらの課題解決の為に、①法廷システムに関する法律の見直し、②最高裁の機能及びマネジメントシステムの再構築、③研修及び継続的な法律教育の実施。特に、ビジネス法、人権法、環境法、知的所有権、国際組織犯罪、マネーロンダリング防止等に係る法律分野への取り組みが必要。</p> <p>併せて、上記改革実施にかかる予算措置、裁判官等司法関係者の処遇(給与等)の改善も不可欠。</p> <p>2. 日本に協力を期待する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法府の独立と説明責任の強化：特に経済界を視野に入れ、インターネット等による情報の開示等情報の公開が必要</li> <li>・マネーロンダリング：地方裁判所の裁判官の当該分野に関する知識向上、キャパシティー能力の向上が必要</li> <li>・司法人材の育成強化：コートマネジメントシステムを含む、裁判システムの機能改善を目的として、日本の経験、システムを参考とした研修を望む</li> </ul>
<p>検察庁</p>	<p>1. 司法改革の主要課題は、主に判事、検察官の処遇の改善(給与、住宅、退職金等)や倫理規定の見直しが必要。具体的な取り組むべき課題として、以下のとおり。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな州における検察庁の施設新規開設</li> <li>・ 情報ネットワークの構築</li> <li>・ 大学院、博士レベルの研修（汚職、人権、テロ、マネーロンダリング、破産法他）</li> <li>・ 比較研究（組織管理、人権、汚職、刑事事件、施設及び情報システムの整備）</li> <li>・ 研修（人権、テロ、マネーロンダリング、破産、刑事事件調査、麻薬対策、サイバー法等）</li> </ul>
調整機関	<p>1. 国家開発企画庁（BAPPENAS）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家開発計画 2000-2004 年（PROPENAS）における司法改革計画を基に関係機関の調整等を実施している。PROPENAS を基に短期改革計画を策定予定。</li> <li>・ 各ドナーからの援助は、主に人材育成面での支援が行われている。特に商業裁判に関する分野を主に実施している。</li> <li>・ 商業裁判分野以外については、マネーロンダリング、汚職防止に係る問題を重要視している。</li> </ul> <p>2. パートナーシップ事務局（Partnership for Governance Reform in Indonesia）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法改革の政策は出されてたが、それら実施のための総合的な実施計画、アプローチの計画が求められる。</li> <li>・ 現在のパートナーシップの主なプロジェクトは、①司法改革総合計画案を策定するための主要機関となる国家法制委員会（the National Law Commission: KHN）への支援、及び②オンブズマン委員会（KON）の機能強化に係る支援。</li> <li>・ 同事務局の主要活動として司法改革推進の為の関係機関の連携の促進があるが、その活動として 2002 年 1 月下旬に関係機関のトップが会し、今後の改革推進を図るための会議を予定している。（LAW SUMMIT * 1 / 2 8 に開催済み）</li> <li>・ 政府機関のみならず、NGO と連携したセミナーの開催等市民社会との連携も重視している。</li> </ul> <p>3. 国家法制委員会（the National Law Commission: KHN）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同委員会は 2000 年 2 月に大統領令 No.15 により設立され、委員会の目的は、直接大統領に対し、①様々な法整備政策に係る提言、及び②司法分野改革の計画案策定への支援を行う。</li> <li>・ 現メガワティ政権下に置いて、司法改革の積極的な取り組みは見られない。</li> <li>・ 2002 年 7 月または 8 月には司法改革に係るホワイトペーパーを提出する予定。</li> </ul>

法曹会	<p>1. Mr. Mulya Lubis (弁護士)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イ国司法改革については、①経済法の改善及び商業裁判所、投資調整庁、IBRA 等経済に関わる機関の強化が必要、並びに②人権問題も重要。これら改革がイ国への投資拡大につながると思料。</li> <li>・現状の課題は、汚職（試験に関する汚職も含む）及び政府側のリーダーシップの欠如</li> </ul> <p>1. Mr.SUDJONO, SH (IKADIN インドネシア弁護士会会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同協会は2000人の会員からなるイ国最大の協会</li> <li>・司法改革の課題は、汚職（特に判事の汚職）及び裁判システム（不明瞭な審議）であり、これらに対する政府の改善アクションがないことが問題。</li> </ul>
ドナー	<p>1. World Bank: (司法改革支援のドナーの中心)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法改革の取り組みについては、メガワティ大統領は改革よりかは国家安定を第一優先としており、積極的な姿勢が見られない。また、イ国関係機関もサラリーの問題等を理由に前向きな対応が見えない。</li> <li>・イ国の司法改革については、イ国司法分野の根本的な体制改善が必要であり、具体的な時期を明示したアクションプランが不可欠である。</li> <li>・現状の実施機関については、法務人権省は、リーダーシップが弱く、最高裁についても改革ビジョンに欠ける</li> </ul> <p>2. ADB:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ADB のイ国に対する主要援助課題は、①地方分権化、②汚職防止、③コーポレートガバナンスの3点である。（現在、2003~2004 のカントリーストラテジーペーパーを作成中）</li> <li>・これまでに司法改革に係るプロジェクトとして①検察庁への（業務パフォーマンス）監査システムの導入、②汚職防止法案作成、汚職防止委員会の設置を実施した。現在、イ側の対応をフォローアップしている状況。</li> <li>・法務人権省への協力については慎重な対応（距離を置いている。）</li> <li>・裁判部門が最高裁に移管される件については、最高裁によるマネジメント能力が十分かどうかは疑問</li> </ul> <p>3. UNDP:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イ国司法改革については、長期的な視野とイ側の改革リーダーシップが不可欠。</li> <li>・UNDP は、国家法制委員会（NATIONAL LAW COMMISSION）を支援しているが、メガワティ政権においては、同委員会への積極的な支援の姿勢が見えないことを課題としている。UNDP としては、同委員会が機能することが改革推進に必要と認識。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法改革の具体的な課題については、以下が挙げられた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*コートマネージメントの問題、判決を裏付ける理由が明確にされていない。</li> <li>*司法教育の質の低さ（インドネシア大学、ガジャマダ大学以外の大学の司法教育の質が問題）</li> <li>*司法改革について、議会並びに国内全体の中の十分な議論が行われていない。</li> <li>*商業裁判については、IMFの指導もあり、商業裁判所を設置したが、十分機能しておらず、性急な改革は困難。</li> </ul> </li> </ul>
大学機関	<p>1. Prf. Dr. Hikmahanto JUWANA（インドネシア大学法学部教授）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イ国司法改革の主要課題は、①主要法律の改善、②法整備の基盤改善（法律教育、司法専門職の人材育成、司法部の再構築（キャリアシステム、コートマネージメント、トランスペアレンシー）、③法文化（法への信頼）の醸成。</li> <li>・インドネシア大学は最高裁判所から司法改革のブループリント作成の依頼を受けている。（作業開始はしていない。）</li> <li>・商業裁判所に関する改革案の作成が AUSAID のサポートにより計画されている。現状、商業裁判所は機能しておらず、年々案件実績も減ってきており、判事の専門性（競争法、破産法等）能力の課題も指摘されており、専門性の教育は重要。</li> </ul>